



特許異議の申立てを検討しています。特許異議申立書を提出する際に注意すべき点を教えてください。



(北海道 S. S)



### 1. 特許異議申立制度

特許異議申立制度とは、特許付与後の一定期間に限り、広く第三者に特許の見直しを求める機会を付与し、申立てがあった場合、特許庁自らが当該特許処分の適否について審理し、当該特許に<sup>かし</sup>瑕疵があるときは、それを是正することにより、特許の早期安定化を図る制度です。

以下、申立人、申立期間、申立書、および、証拠文献に関して、注意すべき主な点を説明します。

### 2. 申立人、申立期間

何人でも申し立てることは可能ですが、匿名ではできません。また、申立ては特許掲載公報発行日から6カ月以内に限られます。

### 3. 申立書

特許異議申立書には、申立人の氏名・名称、住所・居所を記載しなければなりません。

また、特許を取り消すべき根拠となる適用条文および特許を取り消すべき具体的な理由を記載しなければなりません。

さらに、申立ての理由として主張す

る具体的な事実を立証するための証拠を提出する場合、その証拠を具体的に特定するとともに、証明すべき事実、および、その証拠と証明すべき事実の関係を明示しなければなりません。

また、正本に加えて、必要な数の副本（特許権者の数+審理用1通）を提出しなければなりません。

### 4. 証拠としての文献

文献を証拠とするときには、提出順に甲第何号証と書証番号を付します。

また、文献についても、申立書と同様に、正本、および、必要な数の副本を提出しなければなりません。

外国語で作成された文書を提出して書証の申し出をする場合、取り調べを求める部分についてその文書の訳文を提出しなければなりません。なお、訳文が提出されていないときは、補正が命じられます。補正命令を受けても提出されない場合は、当該申立ては審判長による決定をもって却下されます。

文献から発行日や発行場所が明らかでない場合（特許公報類、図書、雑誌等）を除き、証拠説明書を特許庁および相手方の数に応じて提出することが求められます。

なお、証拠説明書には、標目（例：A社製品カタログ）、作成年月日、作成者、立証趣旨（例：Bという発明が出願日前に公知であったこと）を記載します。

図書、雑誌、カタログ、チラシ等を証拠として提出するときは、公知日や発行者等が特定できるように表紙・奥付も含めて提出します。

必要な証拠の表示と、提出する証拠を一致させる必要があります。例えば、国際公開公報を必要な証拠の表示で示したにもかかわらず、その二次公表物である再公表特許公報を証拠として提出することはできません。

インターネット上の情報等を証拠として提出するときは、対象となる特許の出願日前の情報であることを特定できるようにします。

### 5. むすび

以上のように、特許異議申立書を提出する際には注意すべき点が多くあり、瑕疵により申立てが却下されることもありますので、特許異議の申立てをする場合には、専門家である弁理士に相談することをお勧めします。